

# 予算決算常任委員会会議録

## 目次

|                                                             |    |
|-------------------------------------------------------------|----|
| 【開 会】 .....                                                 | 4  |
| 議案第 6 号 令和 4 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について .....                   | 4  |
| 議案第 7 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について .....               | 5  |
| 議案第 8 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について ..                | 8  |
| 議案第 9 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について .....            | 9  |
| 議案第 10 号 令和 4 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について ..... | 10 |
| 議案第 20 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について .....              | 11 |
| 議案第 11 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計決算の認定について .....                    | 11 |
| 議案第 21 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について .....             | 14 |
| 議案第 12 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について .....                   | 14 |

|         |                                       |    |
|---------|---------------------------------------|----|
| 議案第 1 号 | 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算（第 4 号） .....       | 15 |
| 議案第 2 号 | 令和 5 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） .....   | 16 |
| 議案第 3 号 | 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） ..... | 17 |
| 議案第 4 号 | 令和 5 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 1 号） .....     | 18 |
| 議案第 5 号 | 令和 5 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 1 号） .....    | 18 |
| 【散 会】   | .....                                 | 19 |

## 1 日 時

令和5年9月6日（水）午前10時01分～午後3時46分

## 2 場 所

議場

## 3 出席委員（15名）

|      |      |    |     |      |   |
|------|------|----|-----|------|---|
| 委員長  | 小林勇治 |    |     |      |   |
| 副委員長 | 櫻井恵二 |    |     |      |   |
| 委員   | 渡邊英子 | 榊  | 真衣子 | 森島武芳 |   |
|      | 齋藤典子 | 神谷 | 靖   | 石塚政行 |   |
|      | 掛下法示 | 宮本 | 莊山  | 高瀬由子 |   |
|      | 関由紀夫 | 伊藤 | 幹夫  | 佐貫   | 薫 |
|      | 石井侑男 |    |     |      |   |

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員（39名）

### (1) 総合政策課（2人）

- ①総合政策課長 和田理男
- ②政策企画担当 藤田仁美

### (2) 秘書広報課（1人）

- ①秘書広報課長 宮本典子

### (3) 総務課（5人）

- ①総務課長 高橋弘一
- ②行政担当 相馬香織
- ③人事担当 高橋和寛
- ④財政担当 矢板 洋
- ⑤管財担当 高久英治

### (4) 税務課（5人）

- ①税務課長 佐藤裕司
- ②管理収納担当 清水ゆう子

### ③市民税担当 田代和子

### ④資産税担当 白田修一

### ⑤徴収担当 谷中清吉

### (5) 社会福祉課（1人）

- ①社会福祉課長 沼野晋一

### (6) 高齢対策課（2人）

- ①高齢対策課長 加藤清美
- ②介護保険担当 森山 敦

### (7) 子ども課（3人）

- ①子ども課長 高橋理子
- ②子育て支援担当 吉田左江子
- ③泉保育所長 田城博子

### (8) 健康増進課（3人）

- ①健康増進課長 日賀野真

- ②健康増進担当 橋本幸江
- ②国保医療担当 星 有美
- (9) 生活環境課（1人）
- ①生活環境課長 山口 武
- (10) 市民課（1人）
- ①市 民 課 長 高久聡子
- (11) 農林課（1人）
- ①農 林 課 長 村上治良
- (12) 商工観光課（1人）
- ①商工観光課長 小林 徹
- (13) 建設課（1人）
- ①建設課長 柳田 豊
- (14) 都市整備課（1人）
- ①都市整備課長 沼野英美
- (15) 地籍調査課（1人）
- ①地籍調査課長 黒田 禎
- (16) 出納室（1人）

- ①出 納 室 長 丸谷久美子
- (17) 教育総務課（2人）
- ①教育総務課長 細川智弘
- ②教 育 監 小原智江
- (18) 生涯学習課（1人）
- ①生涯学習課長 佐藤賢一
- (19) 選挙監査事務局（1人）
- ①選挙監査事務局長 柳田恭子
- (20) 水道課（3人）
- ①水 道 課 長 斎藤正樹
- ②業 務 担 当 前野秀明
- ②工 務 担 当 高塩康幸
- (21) 下水道課（2人）
- ①下 水 道 課 長 江連康一
- ②業務管理担当 阿久津順子

## 6 欠席説明員

関係部課長等以外は出席せず。

## 7 事務局 星 哲 也 粕 谷 嘉 彦 佐 藤 晶 昭

## 8 付議事件

- 議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 2 号 令和 5 年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 3 号 令和 5 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 4 号 令和 5 年度矢板市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 5 号 令和 5 年度矢板市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 号 令和 4 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 4 年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 令和 4 年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 10 号 令和 4 年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 11 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 12 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について
- 議案第 20 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 21 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

## 9 会議の経過及び結果

### 【開 会】

---

○委員長（小林勇治） ただいまの出席委員は 15 名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、予算決算常任委員会を開会する。 (10 時 01 分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第 1 号から議案第 5 号までの、令和 5 年度矢板市一般会計補正予算、各特別会計補正予算及び各企業会計補正予算、議案第 6 号から議案第 12 号までの、令和 4 年度矢板市一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各企業会計決算の認定、並びに関連のある議案第 20 号及び議案第 21 号についてである。

○委員長 執行部からの説明については、説明に入る前に挙手をお願いしたい。委員長から指名するので、それぞれの担当課から着座のまま説明願いたい。

#### 議案第 6 号 令和 4 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 6 号 令和 4 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。初めに歳入について説明を求める。

○税務課長（佐藤裕司） （「決算書」の 18～20 ページにより説明）

○総務課長（高橋弘一） （「決算書」の 20～47 ページにより説明）

○委員長 説明に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ、説明に対する質疑は、これで終了する。

○委員長 暫時休憩する。 (10 時 25 分)

○委員長 会議を再開する。 (10 時 39 分)

○総務課長 市政報告書に誤りがあり、訂正させていただきたい。訂正箇所は、市政

報告書の 34 ページの項目中、6 企画費の「86,435,269」を「86,435,249」に訂正  
願いたい。今後このようなことがないように注意する。お詫び申し上げる。

○委員長 暫時休憩する。 (10 時 41 分)

○委員長 会議を再開する。 (10 時 44 分)

○委員長 お諮りする。令和 4 年度矢板市一般会計歳入歳出決算の認定についての  
歳出の審査の方法は、総務常任委員会、教育福祉産業常任委員会を単位とする分科  
会に審査を付託したいと思う。

歳出について、総務常任委員会の所管に属する事項については、予算決算常任委  
員会総務分科会に、教育福祉産業常任委員会の所管に属する事項については、予算  
決算常任委員会教育福祉産業分科会に審査を付託したいと思うが、異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、各分科会に付託することに決定する。

○委員長 分科会については、予算決算常任委員会終了後、審査に入るようお願いす  
る。

なお、分科会において、審査した所管事項の報告をする代表委員を選任して、委  
員長に報告願う。

○委員長 暫時休憩する。 (10 時 46 分)

○委員長 会議を再開する。 (10 時 50 分)

#### 議案第 7 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 7 号 令和 4 年度矢板市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いてを議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長（加藤清美）

（「決算書」の151～181ページ、「市政報告書」の181～192ページにより説明）

○委員長 これより議案第7号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 3点ある。まず、決算書の158ページの国庫支出金において、補正で減額され、さらに調定額・収入済額が予算現額より減となっている。予算現額と調定額・収入済額が完全に同額にならないのは理解しているが、差が大きいのはなぜか。2点目は、166ページの一般管理費において、当初予算額に対して補正後の予算額が3倍に増えている。なぜ、このようになったか、当初の予算建てが適切ではなかったのかどうかを含めて説明願いたい。3点目は、178ページの基金積立金について、こちらも当初予算と比較し、相当増えているがなぜか。この3点について説明願いたい。

○高齢対策課長 1点目については、最終的には、実績に基づき変更となるが、補正予算の提出期限には額が確定しておらず、このように予算現額と収入済額（調定額）の差が生じている。

○掛下委員 確認するが、当初予算の見積もりは合っているが、補正予算に間に合わなかったため、差が大きくなったということか。

○高齢対策課長 そのとおりである。

2点目については、前年度の事業実績により、事業費を精算し、国、県、支払い基金及び市一般会計に返還するものであり、毎年、この部分については補正額が大きくなる。

○掛下委員 毎年、当初予算と違うという説明だが、どの部分が大きく増えたのか。

○高齢対策課長 保険給付費、地域支援事業費などの事業費は、確定した後その事業費に基づき、それぞれの負担割合により償還するものである。具体的には、備考の欄の「償還金、利子及び割引料」「繰出金」を補正している。

○掛下委員 当初予算で確定するのは難しいので、恒例的に、毎年補正で対応してい

るということか。

○高齢対策課長 保険給付費等は、3月利用分の請求が5月であるので、それを基に精算することになるので補正での対応になる。

3点目の基金積立金についても、先ほどと同じように前年度の事業費が確定した後に積立金の額を決定するので補正での対応となる。

○掛下委員 理由は分かったが、毎年、当初予算と決算額に大きな差が生じるようであれば、当初予算を出来るだけ決算額と予想される額に近づければ、補正は少なくて済むものと思う。

○高齢対策課長 可能な限り事業費差が出ないようにしているが、保険給付費について、実際使った金額で支払い・精算するので、当初予算で近い数字に持っていくのは難しい状況であるので御理解いただきたい。

○委員長 委員の皆様をお願いします。ただ今、3本の質問を一括で受けたが、1問1答ということで、質問が3本ある場合は3回に分けてしていただきたい。

○宮本委員 決算書の168ページの趣旨普及費の執行率が、11.7%と大変低いのだが、何か原因はあったのか。

○高齢対策課長 ガイドブックなど介護保険制度を周知するための費用を計上しているが、予定していたよりガイドブックの在庫があり少ない執行額で済んだことが原因である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第7号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第7号は、原案のとおり認定された。

### 議案第8号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第8号 令和4年度矢板市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長 (日向野真)

(「決算書」の183～211ページ、「市政報告書」の193～206ページにより説明)

○委員長 これより議案第8号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 決算書190、191ページの不納欠損額と収入未済額について、前年度と比較しどのようなになっているか。

○税務課長 収入未済額は35,177,845円の減である。不納欠損額は21,530,452円の増である。

○掛下委員 未済額が減っているのは問題ないが、不納欠損額が増えていることについて、要因又は対策についてどのように考えているか。

○税務課長 まず不納欠損額が前年度に比べて増加している理由は、これは国保税だけではなく市税に全般に関して言えることであるが、令和元年度からの新型コロナウイルスの影響により、景気が低迷したことで自営業者の売り上げが落ち込み、これまで分割納付により納税していた滞納者の多くが納付できない状況に陥り、執行停止額が増加したということが理由である。

その後の景気回復も思わしくなく、執行停止の解除もできず、不納欠損に移行することとなったのが大きな要因と考えている。

なお、コロナ禍前までは、徴収強化の一環として、資力の乏しい滞納者に対しても少額分納を実施して、極力執行停止を避けてきたこともあり、令和3年度までの停止額は比較的少額であり、その反動により、不納欠損額が大幅に増加する結果に

なつたと分析をしている。

○掛下委員 不納欠損額を減らす対策は考えているか。

○税務課長 現年度の滞納者への早期の文書催告、まず、このようなことを実施することが大事である。

納税する資力があるかを調査し、資力があるが納税しない方に関しては差し押さえを実施する。資力がないと判断された方に関しては、執行を停止するといった対策が必要であると考えてる。

いずれにしても、現年度優先で対応していくことが肝心であり、2期分の滞納を避けるために早いうちから文書催告等を行っていくことが肝要と考えている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第8号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第8号は、原案のとおり認定された。

## **議案第9号 令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

○委員長 議案第9号 令和4年度矢板市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(「決算書」の213～226ページ、「市政報告書」の200～203ページにより説明)

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は、原案のとおり認定された。

○委員長 暫時休憩する。 (11 時 53 分)

○委員長 会議を再開する。 (13 時 00 分)

#### 議案第 10 号 令和4年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○委員長 議案第 10 号 令和4年度矢板市ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長 (江連康一)

(「決算書」の 227～240 ページ、「市政報告書」の 204～206 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 10 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 歳入において、使用料及び手数料が約 950 万円、それを含めた合計が約 1,390 万円、歳出において、総務費が約 750 万円、それを含めた合計が 1,140 万で、使用料及び手数料から総務費を差し引いた額が約 200 万円という現状から、歳入歳出の差を縮めるため基金積立金の増額をしてはどうか。予算規模が小さいので、実力値も見えてきたと思うので、次年度(令和5年度)の予算執行で配慮していただきたいと思うがどうか。

○下水道課長 予算を精査し、可能であれば基金に積み立てられるよう考える。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 10 号は、原案のとおり認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり認定された。

**議案第 20 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について**

**議案第 11 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計決算の認定について**

○委員長 議案第 20 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 11 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計決算の認定についてを一括議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長（齋藤正樹）

（「議案書」の 34 ページ、「決算書」の 241～278 ページ、「市政報告書」の 207～213 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 20 号及び議案第 11 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○石井委員 施設の老朽化が、全国の自治体での課題である。その中でも、経営に大きな影響を及ぼす漏水等、有収率の向上を図るためにも、管路の更新ということが課題であると思う。矢板市においても、石綿管という私の認識では一昔前の水道管を使用しているとのことだが、この管路の現在の更新率、これからどれくらい更新するのか。

○水道課長 令和 4 年度末現在で残っている石綿セメント管は 20,586m であり、残存

率は 21.9%である。

委員の御指摘の老朽管更新の一つである石綿セメント管の更新について、令和 4 年度は、他事業関連事業と国道 4 号横断配水管漏水補修工事に費用がかかり実施できなかった。

また、漏水については、現存する石綿セメント管より V P 管（塩ビ管）での発生が多い状況にある。漏水が発生した場合は速やかに対応しなければならず、漏水が頻発する箇所については、石綿セメント管かどうかを問わず、管路の布設替えを実施する必要がある、石綿セメント管だけを優先して更新することは費用的に難しいところであるが、有収率向上のためにも、石綿セメント管の更新について年次計画を立て実施する予定である。

○掛下委員 決算書 258 ページの有収率は 77.3%の要因は何か。

○水道課長 有収率は、昨年度と比較し 1.5%の減である。漏水が主な理由と分析している。漏水を減らすためには漏水調査を推進し修繕の対応をするとともに、漏水が頻発している路線につきましては、前倒しで布設替えを実施し、今後も漏水の減少に努める。

○掛下委員 矢板市の有収率の数値の妥当性が分からないので、近隣市町と比較するとどのような状況か。

○水道課長 県内 14 市の有収率の平均は 78.29%である。近隣では、大田原市が 85.58%、那須塩原市が 79.27%及びさくら市が 70.95%である。

○掛下委員 数値的には、矢板市は、平均より少し低いか同程度ということか。引き続き改善をお願いしたい。

○森島委員 現在、利益も出ていて余剰金もあり、施設の老朽化を解消していく財政的な余力もあると思う。管路には様々な素材があり耐用年数もそれぞれであり設置・導入の時期も違っている中で、理想的な管路の更新率のようなものは想定しているか。

○水道課長 先ほど、現金預金で 6 億 8,000 万円あると説明したが、今後、計画的に管路を更新していかなければならないので財政的な余裕はない。

耐用年数が過ぎても使用できる管路がある状況ではあり、一概には言えないが、管路の耐用年数を 40 年とすると年 2.5%の更新が理想であるとする。

○森島委員 理想は 2.5%であるが財政的に厳しいことが理解できた。

○委員長 暫時休憩する。 (14 時 00 分)

○委員長 会議を再開する。 (14 時 03 分)

○掛下委員 決算書の 271 ページの過年度損益修正益の説明の中で、塩谷広域行政組合から収入があるとのことだが、もう一度説明願いたい。

○水道課長 エコパークしおやの建設の際、関連する道路工事が必要となり、その道路工事に伴う水道管移設工事を実施したことに対し費用の 2 分の 1 を負担金として塩谷広域行政組合から支払いを受けたものである。

○掛下委員 それは、毎年もらえるものか。

○水道課長 水道管移設工事を実施したこの年限りである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 20 号及び議案第 11 号は、原案のとおり決定及び認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 20 号及び議案第 11 号は、原案のとおり可決及び認定された。

**議案第 21 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について**

**議案第 12 号 令和 4 年度矢板市下水道事業会計決算の認定について**

○委員長 議案第 21 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第 12 号 令和 4 年度矢板市水道事業会計決算の認定についてを一括議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

（「議案書」の 35 ページ、「決算書」の 279～315 ページ、「市政報告書」の 214～220 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 21 号及び議案第 12 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 決算書 280 ページの営業費用の説明の中で、電気代が高騰しているとのことだが、水処理センターの電気代はどのくらい上がったのか。

○下水道課長 水処理センターとポンプの電気代でいうと、一時期 3 割程度増加したことがあったが、国からの補助があったので、現在はそこまでは増加していない。

○委員長 暫時休憩する。 (14 時 42 分)

○委員長 会議を再開する。 (14 時 46 分)

○掛下委員 本日の新聞に、矢板市の生活排水処理施設の人口普及率が 76.4%と県全体の普及率 89.3%より低いとの掲載があった。

以前から指摘しているが、この指標の中には個別の合併浄化槽が入っていないので、次回からは報告するよう要望する。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 21 号及び議案第 12 号は、原案のとおり決定及び認定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 21 号及び議案第 12 号は、原案のとおり可決及び認定された。

○委員長 暫時休憩する。 (14 時 49 分)

○委員長 会議を再開する。 (15 時 00 分)

#### 議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算 (第 4 号)

○委員長 議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算 (第 4 号) についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「補正予算書」の 1～8 ページ、「予算に関する説明書」1～27 ページにより説明)

○委員長 これより議案第 1 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○掛下委員 予算に関する説明書 5 ページの「環境保全型農業直接支払事業補助金」の内容について説明願いたい。

○農林課長 (村上治良) 地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献することを目的に、平成 23 年度から、減農薬や減化学肥料といった環境保全に効果の高い営農活動に補助金を交付する事業である。現在、12 組織が事業を実施している。

補助金の負担割合は、国が 50%、県が 25%、市が 25%である。

○神谷委員 小中学校の大規模改修事業で、特別教室のエアコンの設置の設計委託料の説明を受けたが、実際の設置はいつごろになるのか。

○教育総務課長（細川智弘） 今回の9月補正予算の議決後、特別教室のエアコン設置に伴う実施設計の発注を考えており、設置については令和6年の夏までの設置を予定している。

○神谷委員 最近の夏場の異常な暑さもあり、生徒や父兄からも早く設置して欲しいとの要望も来ているので、早く設置されるようお願いする。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (15時24分)

○委員長 会議を再開する。 (15時29分)

## 議案第2号 令和5年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第2号 令和5年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

（「補正予算書」の9～11ページ、「予算に関する説明書」28～38ページにより説明）

○委員長 これより議案第２号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第２号は、原案のとおり可決することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第２号は、原案のとおり可決された。

### 議案第３号 令和５年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○委員長 議案第３号 令和５年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

についてを議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

（「補正予算書」の１２～１５ページ、「予算に関する説明書」３９～４８ページにより説明）

○委員長 これより議案第３号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第３号は、原案のとおり可決することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

#### 議案第4号 令和5年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第4号 令和5年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）について  
を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長

（「補正予算書」の16～18ページ、「予算に関する説明書」49～55ページにより説明）

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 質疑はあるか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり可決することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

#### 議案第5号 令和5年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 議案第5号 令和5年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

（「補正予算書」の19～20ページ、「予算に関する説明書」56～63ページにより説明）

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○委員長 質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は、原案のとおり可決することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

#### 【散 会】

---

---

○委員長 お諮りする。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに異議ないか

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、本日はこれにて散会する、

次回は、9月15日、午前10時から議場にて開催するので参集願いたい。

(15時46分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員会委員長